

生食発 1226 発第 6 号  
平成 30 年 12 月 26 日

各 { 都道府県知事  
市 長  
特別区 区 長 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公 印 省 略)

### 水道法施行規則の一部を改正する省令について

技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）が平成29年12月28日に公布され、平成31年4月1日から施行される予定である。

これに伴い本日公布された水道法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第148号）の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏なきよう期されたい。また、都道府県知事におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、本件を周知徹底いただきたい。

### 記

#### 第1 技術士法施行規則の一部を改正する省令の概要

変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術者の育成・確保のための技術士制度の活用の促進、技術士の資質の向上及び技術士資格の国際的通用性の確保を目的として、科学技術・学術審議会技術士分科会において、技術士試験の見直し、継続研さん（CPD）、技術士の普及拡大・活用の促進等について審議が行われ、平成28年12月22日に報告「今後の技術士制度の在り方について」が取りまとめられた。同報告に基づき、第二次試験科目の改正及び他の国家資格との相互活用の促進に係る所要の改正を行うもの。

#### 第2 水道法施行規則の一部を改正する省令の趣旨と内容

技術士法施行規則の一部を改正する省令においては、現在の技術士試験の

第二次試験について、現在20部門96科目のところ、20部門69科目に選択科目を見直すこととされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除される。

水道法施行規則第9条において布設工事監督者の資格を定めており、同条第3号において技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）を掲げているところ、選択科目の水道環境が削除されることを踏まえ、この資格の見直しを行う。

なお、この省令の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この省令による改正後の水道法施行規則第9条第3号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。